

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 陳情の審査

(2) 陳情第42号 障害者110番の復活に関する陳情

資料1 障害者の相談支援について

令和2年5月28日

健康福祉局

障害者の相談支援について

1 障害者 110 番の概要

(1) 目的

障害者等の権利擁護に関する相談等に対応するため、相談窓口を設置し内容に応じて専門相談を行うほか、関係機関に対応を依頼することによって、障害者等の権利擁護を推進し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 実施期間

平成 10 年度～平成 26 年度

(3) 予算

3, 439, 000 円 (平成 26 年度)

(4) 委託先

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会

(5) 相談受付時間

平日 9 時～12 時、13 時～16 時

(6) 事業内容

- ア 相談内容に関して、助言・情報提供等を行う業務
- イ 相談内容に関する調査及び関係機関との連絡調整等の業務
- ウ 障害者等の権利擁護について、理解を深めるための広報、啓発に関する業務

(7) 対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者等

2 障害者110番を終了した経緯と理由

障害者110番は、相談窓口がまだ少なかった平成11年に、障害者の権利擁護に関する相談に対応することを目的として設置されました。

その後、平成24年に障害者虐待防止法が施行され、それに伴い虐待専用ダイヤルによる24時間365日の窓口を設置、平成25年には障害者相談支援センターの再編整備を行い、平成26年にはこころの電話相談の実施時間延長など、相談窓口を拡充しております。

このような背景をふまえ、障害者110番の相談内容を検討した結果、相談窓口が拡充し、他の相談窓口で対応できると判断したため、本事業を終了いたしました。

事業終了にあたりましては、ホームページやチラシ等において今後の相談先として区役所や障害者相談支援センター、こころの電話相談、虐待通報ダイヤルを紹介するとともに、連絡先がわかる方については、個別に連絡し説明を行い、新たな相談先を紹介するなどの対応を行っております。

表1 障害者110番の相談内容別件数の推移

相談内容	H24	H25	H26	合計	割合
身体障害	13	66	16	95	4%
知的障害	43	58	145	246	10%
精神障害	354	585	311	1250	52%
人権・法律	45	23	26	94	4%
その他	348	150	226	724	30%
合計	803	882	724	2409	100%

表2 相談件数の推移

相談窓口	H25	H26	H27	H28	H29	H30
障害者110番	882	724				
障害者相談支援センター	63,268	63,525	69,797	81,295	84,831	83,638
一般精神保健福祉相談	33,887	33,814	29,483	30,136	31,329	31,043
あんしんセンター	12,077	14,432	15,794	16,420	14,955	15,232
こころの電話相談	2,122	3,532	5,015	4,649	4,609	5,120
虐待通報ダイヤル	48	34	42	112	141	163
合計	112,284	116,061	120,131	132,612	135,865	135,196

3 相談窓口の事業概要

窓口	事業概要
<p>① 障害者相談支援センター</p>	<p>ア【目的】 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う。</p> <p>※参考 平成25年に再編整備を行い、各区に基幹相談支援センター1か所・地域相談支援センター3か所、全市で合計28か所を設置している。</p> <p>イ【相談受付時間】 概ね平日8時30分～17時（センターによって異なる）</p> <p>ウ【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害種別及び年齢等を問わない一次相談 ・ 支援に繋がっていない障害者等への支援 ・ 福祉サービスの利用支援 ・ 社会資源を活用するための支援 ・ 社会生活力を高めるための支援 ・ 権利擁護のために必要な支援 ・ 障害者虐待に対する対応 ・ 専門機関の紹介 等 <p>エ【対象者】 障害者、障害児、障害児の保護者、障害者等の介護を行う者、関係機関</p> <p>オ【実施形態】 社会福祉法人やNPO法人に委託</p>
<p>② 一般精神保健福祉相談</p>	<p>ア【目的】 精神障害者の早期治療の促進、自立と社会参加の促進を図るとともに、住民の精神的健康の保持増進を図る。</p> <p>イ【相談受付時間】 平日8時30分～12時、13時～17時15分</p> <p>ウ【事業内容】 各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課にて、精神科嘱託医及び社会福祉職、保健師等による、精神保健福祉に関する相談指導、普及啓発等。</p> <p>エ【対象者】 市民全般</p>

窓口	事業概要
<p>③ あ ん し ん ケ ア サ ポ ー ト</p>	<p>ア【目的】 日常生活を営むうえで支障のある高齢者及び障害者等が安心して日常生活を送ることができるよう支援する。</p> <p>イ【相談受付時間】 平日9時～12時、13時～16時30分</p> <p>ウ【事業内容】 ・権利擁護に関する相談 ・日常生活自立支援事業に関する相談 ・成年後見制度に関する相談</p> <p>エ【対象者】 身体障害者・知的障害者・精神障害者・認知症高齢者等</p> <p>オ【実施形態】 川崎市社会福祉協議会に補助</p>
<p>④ こ こ ろ の 電 話 相 談</p>	<p>ア【目的】 こころの健康に関する悩みや相談を受け、一対一の非対面での相互の話し合いにより、問題解決への支援を行うことで、市民の精神保健福祉に関する理解を深め、こころの健康の保持増進を図る。</p> <p>イ【相談受付時間】 平日9時～21時（平成26年度より） →平日9時～16時（平成25年度まで）</p> <p>ウ【事業内容】 保健・医療・福祉に関わる相談員が心についての悩み、相談全般を電話にて対応。</p> <p>エ【対象者】 市内に在住・在勤・在学の方</p> <p>オ【実施形態】 NPO法人メンタルケア協議会に委託</p>
<p>⑤ 虐 待 通 報 ダ イ ヤ ル</p>	<p>ア【目的】 障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待通報を受理し、障害者の安全確認及びその後の支援を実施、障害者の権利擁護に資することを目的とする。</p> <p>イ【相談受付時間】 24時間365日</p> <p>ウ【事業内容】 ・虐待通報・届出の受付に関する業務 ・緊急性がある場合の対応 ・電話対応等内容の整理及び報告に関する業務</p> <p>エ【対象者】 市民全般</p> <p>オ【実施形態】 ALSOKあんしんケアサポート株式会社に委託</p>

4 制度上の位置付け

(1) 障害者総合支援法

障害者110番は、措置制度の必須事業の位置付けから、支援費の導入、障害者自立支援法等の法改正を経て統合・再編され、現在では、障害者総合支援法第78条「都道府県地域生活支援事業」の任意事業に位置付けられた「都道府県障害者社会参加促進センターの運営」の一事業とされております。

(2) 運営事業研修会

主催：日本身体障害者団体連合会が運営する中央障害者社会参加推進センター

対象：障害者110番の相談担当者等

目的：担当者間の交流や相談実績の研鑽等

開催：年1回（前回は令和元年7月5日開催）

5 陳情に対する考え方

本市といたしましては、相談支援は社会福祉の根幹をなすものであり、障害のある方がさまざまな相談ができる体制を構築していくことは重要であると考えております。

このことから、障害のある方が、より身近な地域で必要な相談支援を受けられるように、各区地域みまもり支援センター・地区健康福祉ステーションの他、各区に4か所の障害者相談支援センター（基幹型1か所、地域型3か所）を設置し、電話相談をはじめ訪問による相談を実施し、障害種別や年齢、障害福祉サービス利用の有無を問わず、相談を受けとめる体制を整えるとともに、市民の精神保健福祉に関する理解を深めこころの健康の保持増進を図るために、こころの電話相談を実施しております。また、権利擁護を推進するため、虐待通報ダイヤルやあんしんセンター等の専門相談を実施しております。

従いまして、障害者110番を復活するのではなく、現在の取り組みを推進し、あらゆる障害や専門的な相談を受けられる支援体制の構築に向けて、「要支援者全体を支える」視点を持って、多様化・複雑化したニーズに対応するとともに、障害のある方が日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたいと思う意思が反映された生活を、住み慣れた地域で安心して送れるよう、引き続き、相談支援体制の充実に取り組んでまいります。